

用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

二 自社の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(契約解除)

第7条 甲は、次に掲げる各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

一 乙が前条による暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合。

二 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに物品を納入しなかった場合。

三 乙の責めに帰すべき理由により乙が物品を納入することができなくなった場合。

四 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合。

2 甲が、前項各号により、本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を支払うものとする。

(違約金等)

第8条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して**独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付**を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙の役員又は使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

四 第7条第1項の規定より、この契約の全部又は一部を解除することが確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することになった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この契約に関して知り得た業務上の秘密(本契約の内容を含む。)を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、この契約に関する資料等を転写し、または第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

2 甲乙は、甲指定の秘密保持契約書を別途取り交わすものとする。

3 本条の義務は、本契約の有効期間終了後も効力を有する。

(紛争処理)

第10条 この契約について甲乙間に紛争を生じた場合は、双方協議の上、これを解決するものとする。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、双方で各1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

甲 東京都千代田区北の丸公園3-1
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 加藤 敬

乙